

経税部
だより

源泉所得税に関わる変更事項

税理士 伊藤 幸子

I. 自動車等の交通用具で通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額の変更

1. 制度の概要
自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者が支給を受ける通勤手当については、その通勤の距離に応じ、1カ月当たり一定の金額(以下「距離比例額」といいます。)までが非課税とされています。

なお、交通用具を使用して通勤する給与所得者のうち通勤の距離が片道15キロメートル以上である人が支給を受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額

(最高限度：月額10万円)までが非課税とされています。

注)「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する給与所得者が通勤のため鉄道などの交通機関を利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等で、通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものの額に相当する金額

2. 改正の内容
今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額に

ついては課税の対象となる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超えない場合には、その距離比例額を超えない金額に

II. 復興特別所得税の源泉徴収の取り扱い(来年1月以降の源泉徴収)

2011(平成23)年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。これにより、所得税の源泉徴収義務者は、2013(平成25)年1月1日から2017(平成29)年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収すべき復興特別所得税を併せて徴収し、源泉徴収の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉徴収と併せて国に納付しなければならぬこととされました。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2・1%相当額とされており、源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2・1%相当額とされています。

「平成25年分以降の源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページに掲載されています。税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定になっています。現在使用している源泉徴収税額表と同じようにして使用していただく。現在使用の税額表で来年1月以降、毎月の源泉所得税を計算すると、年末調整で従業員から税金を追加徴収することになりますので、注意が必要です。

III. 給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額の変更

1. 制度の概要
給与所得の金額は、原則、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、給与等の収入金額は、給与等の収入金額に応じた一定の算式により算定することとされています。

2. 改正の内容
給与等の収入金額が1500万円を超える場合は、給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。2013(平成25)年分の所得税について適用されます。

IV. 給与所得者の扶養控除等申告書・保険料控除申告書の7年間保存義務化
源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた扶養控除等申告書や保険料控除申告書などについては、源泉徴収義務者においてその申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存することが法令に規定されました。これは、来年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

注) 税務署長から提出を求められた場合には、提出する必要があります。

図表1 自動車等で通勤する人が受ける通勤手当の1カ月あたりの非課税限度額

片道の通勤距離	1カ月当たり限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上	24,500円

図表2 自動車等で通勤する人が受ける通勤手当の課税関係

通勤距離片道50km(距離比例額24,500円)、運賃相当額30,000円、通勤手当32,000円の場合

	(改正前)	⇒	(改正後)
32,000円(通勤手当の額)	2,000円が課税対象		7,500円が課税対象
30,000円(運賃相当額)	運賃相当額まで非課税		距離比例額まで非課税
24,500円(距離比例額)			

図表4 給与収入1,000万円超の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超	給与等の収入金額×5%+170万円	給与等の収入金額×5%+170万円
1,500万円以下		
1,500万円超		245万円

図表5 報酬などの源泉徴収税額の計算方法

(支払金額)	100,000円	÷	(100-10.21)%	=	111,370.976...	⇒	111,370円	(支払金額)
(税引手取額)			(合計税率)		(算出金額)			
(所得税及び復興特別所得税の合計額)	111,370円	×	10.21%	=	11,370.877	⇒	11,370円	(納付すべき税額)
(支払金額)			(合計税率)		(算出税額)			

V. 報酬などの対する源泉所得税
講演料や原稿料などから徴収される源泉所得税額も復興特別所得税の額が加算されます。例えば、講演料として受領する手取額が10万円の場合、今までは源泉所得税が10%なので、1万円1円1円となっていました。が、来年1月からは図表5のようになります。

V. 報酬などの対する源泉所得税

源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた扶養控除等申告書や保険料控除申告書などについては、源泉徴収義務者においてその申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存することが法令に規定されました。これは、来年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

注) 税務署長から提出を求められた場合には、提出する必要があります。

夢ある住まいを具体化してみませんか?

秋の住まいと医院の相談会

マイドームおおさか 3F
大阪府保険医協同組合 第35回 保険医まつり内 特設エリアにて

10月6日(土) 10:00開場~18:30終了
7日(日) 10:00開場~17:00終了

マイドームおおさか 3F

すまいる オリジナル キャラクター すまえる
みんなが家に笑ってカエルよう、日夜ゆるくふんとうするカエル

毎年開催している「協同組合まつり」。今年は「保険医まつり」と名称を変更して開催します。みなさまの住宅、医院に関する様々な相談にお応えするために3F特設エリアで、住宅相談会を開催します。ぜひこの機会に御家族そろって、お気軽にお越し下さい。

ミニセミナー
2回開催! 6日(土)のみ ▶ 13:00~▶ 16:40~
『あなたの医院の5年後の姿』
事業継承についてのあれこれ
講師 税理士法人 日本経営 菅原 剛氏

- ご自身が建てるのか、ご子息が建てるのか?
- リフォームか、建てかえか?
- 法人で建てるのか、個人で建てるのかで相続税や所得税がかかるかも!?

*資産状況によりケースが異なるのでセミナー後に個別相談があります。[要予約]

相談会
ハウスメーカー、リフォーム会社等、安心・安全の大手メーカーが多数協賛しております。お気軽にご相談ください。[両日の終日開催]

お楽しみ抽選会
ご相談いただいた方全員に、すてきな賞品があたる抽選会にご参加いただけます。

ご予約の上、ご相談いただいた方に
ドイツワイン
プレゼント!

お問い合わせ ▶ 大阪府保険医協同組合
TEL 06-6568-2741 FAX 0120-02-9381 URL http://e-mdc.jp/